

院内掲示

基本診療料

【夜間・早朝等加算】

平日の午後 6 時以降および土曜日の正午以降に受付の方は基本診療料に夜間・早朝等加算を上乗せします。

【明細書発行体制加算】

当院では、患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。明細書は、行われた検査や手術等の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計にてその旨お申し出ください。

【短期滞在手術等基本料 1】

当院では、「短期滞在手術等基本料 1」の施設基準を取得しております。白内障手術などの日帰り手術に対して、適正な人員配置・施設や医療設備の充実度・緊急時の対応などにおいて、一定以上の質を確保することが求められております。当院ではこの施設基準を満たしており、白内障手術などの日帰り手術を施行された方に対し、「短期滞在手術等基本料 1」を算定させていただいております。

【医療情報取得加算/医療 DX 推進体制整備加算】

当院は「オンライン資格確認」を行う体制を有しており、診療情報（受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他）を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めております。また、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

【バイオ後続品使用体制加算】

当院は厚生労働省のバイオ後続品の使用促進の方針に従って、バイオ後続品の使用に積極的に取り組んでいます。

特掲診療料

【コンタクトレンズ検査料 4】

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療（眼科学的検査）に係る費用は次のとおりです。

基本診療料 初診料または再診料

特掲診療料 コンタクトレンズ検査料 4 50 点

コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。

コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

【一般名処方加算】

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。

また、医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、一般名処方（主にジェネリック医薬品の処方）をすることで、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じ調剤し、患者様に適切に医薬品を提供します。

ただし、医薬品の供給状況によっては、お渡しするお薬を変更する可能性があります。お薬についてご不明な点がございましたら、医師までご相談ください。

各種指定医療機関

【保険医療機関】

【難病指定医療機関/指定医】

【生活保護法指定医療機関】

【指定小児慢性特定疾病医療機関/小児慢性特定疾病指定医】

【身体障害者福祉法第 15 条指定医】